

議案 38 号についての反対の討論をいたします

「一人暮らし高齢者や障害を持っておられる方、さらに一人親家庭といった、いわゆる社会的弱者といわれる市民の方々の文化的で安定的な生活を図るための手助け」として制定された水道料金の減免条例は、年金の切り下げをはじめとした制度改悪が重ねられている今、その必要性、重要性は一層まじってきています。

平成 22 年度決算では 3,237 人の方がこの制度から外され年間 13,041 円の負担増となります。制度の見直しとして最初に示されたのは所得制限を設けるというものでした。しかしソフトの開発には大変な金額がかかるとしていきなり全廃する決定を強行、審議を付託された委員会でもこのままでは同意できないと二度にわたる継続審議となりました。

この間の議論でソフトの開発は数百万で済むこと、担当部長が民生協議会の説明で「とりあえず今回はこの説明でご理解願いたい」さらに「本当の弱者により手厚く」といいながら、切り捨てられる 3000 人を超える方々に対するまともな調査もせず、示された家賃補助の 1000 円増額は、対象者 230 人中 143 人はむしろ 87 円の減額になること、常任委員長から要請された資料も委員会審議が終了してから提出するというありさま。これは条例の廃止に道理がないこと、また自信がもてない事の裏付けではないでしょうか。

所得制限を入れても受けている高齢者の 8 割が市民税非課税所帯であり、ほとんど制度に残るのでは行革、削減にならない。高齢化社会を迎え、制度の維持で助成額が増え続けるなど、助成金額の削減が目的化していることは明らかです。代替制度として提案されている拡充は、高齢者移送サービスなど固定的な経費で行われるものであり、高齢者人口の増加に比例して増えるものでないことなどからも、増え続ける高齢福祉助成を削減しようとしていることがあきらかです。

市長が「平成 25 年度予算編成方針」のとびらに、これまで安全、安心を基軸に本当の弱者を大切にする思いを持ち予算編成に取り組んできたと記されています。その言葉通り条例の廃止を撤回し弱者の方々が安心して暮らせるよう強く求め、反対の討論をいたします。